

大船渡市生活支援臨時給付金支給事業について

1 目 的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の影響による休業等により緊急かつ一時的に生計維持が困難となり、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金制度による貸付けを受けた世帯に対して、臨時的に大船渡市生活支援臨時給付金（以下「給付金」という。）を支給し、低所得世帯の当面の経済的負担の軽減を図ることを目的とするものです。

2 支給対象

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会が実施する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金制度による緊急小口資金の特例貸付（以下「緊急小口資金」という。）を受けた世帯

※社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会において申請を受け付けたものに限ります。

3 支給額

緊急小口資金の貸付決定額の2割の額

4 支給回数

1世帯1回

5 申請方法

緊急小口資金の貸付けの決定を受けた後、市担当課（地域福祉課）に郵送又は窓口で申請

※提出書類：申請書及び緊急小口資金の貸付決定通知書の写し

6 申請期間

国の特別定額給付金の申請期限まで

7 支給方法

市から申請者が指定する金融機関口座に振り込みます。

8 問い合わせ先

大船渡市生活福祉部地域福祉課（0192-27-3111 内線185）

社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会（0192-27-0001）

9 予算見込額

6,000千円

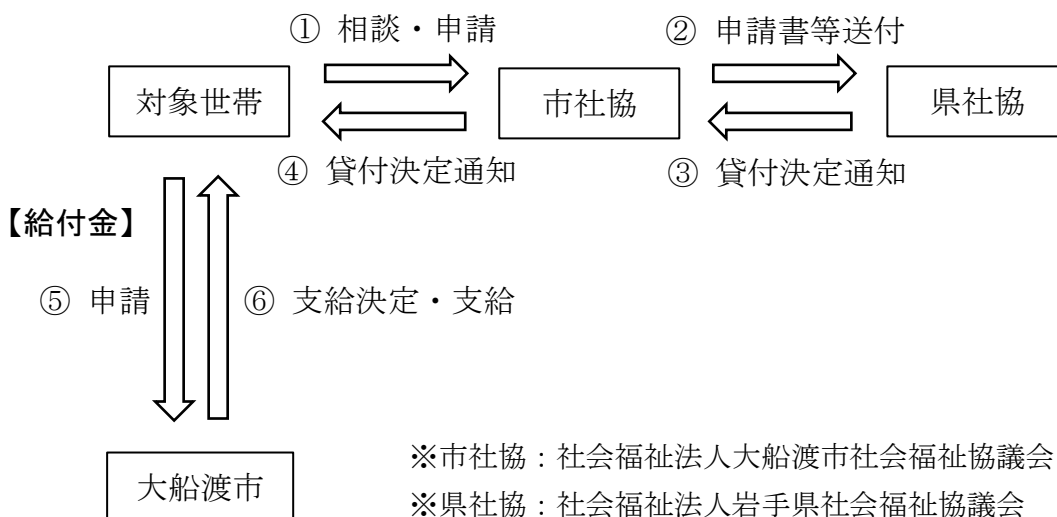
【参 考】

1 生活福祉資金福祉資金緊急小口資金（特例貸付）について

- ・貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- ・貸付限度額：10万円以内（4人以上世帯、学校休校等に係る休業等の特例20万円以内）
- ・据置期間：貸付の日から1年以内
- ・償還期間：据置期間終了後2年以内
- ・貸付利子：無利子（償還期限後、延滞利子有り）
- ・実施主体：社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
- ・申請場所：社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会

2 支給までの流れ（イメージ）

【緊急小口資金】



担当：生活福祉部地域福祉課
電話：0192-27-3111（内線185）